（様式1）

最終更新日：令和８年８月７日

公益財団法人石川県スポーツ協会　スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。URL:https://www.ishikawa-sports.or.jp/

項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期基本計画に類するものとして「石川県スポーツ推進計画２０２１」が策定、公表されている。
2	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	全ての役職員が適用対象となる倫理規程を整備しており、社会的規範はもとより規程及び内規の厳格な遵守と監視及び制裁について定めている。
3	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめとする各種規程を整備している。 定款、監事監査規程、加盟団体規程、評議員及び役員等候補選出規程、評議員選定委員会設置・運営規程、役員等候補選出委員会規程、 理事の職務権限規程、事務局規程、事務局処務規程、会計規程
4	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。 各種規程は上記欄に同じ
5	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役職員の報酬等に関する規程を整備している。 定款（評議員、理事及び監事、顧問及び参与）、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、職員給料に関する基準表において明記
6	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産に関する規程を整備している。 会計規程、資金運用規程、寄付金等取扱規程において明記

項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
7	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程を整備している。 維持会員規程他、上記欄に同じ
8	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	専門委員会規程において、国民スポーツ大会の選手選考に関することは競技力向上委員会の分掌事項としており、各競技団体が選考方法や基準を定め選考したものを審査し承認している。 県民スポーツ大会をはじめ、主催する各種大会の実施要項に肖像権等、権利保護に関する内容を明記している。
9	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員に対しては、各種会議において法令順守徹底の呼びかけを行い、定款や各種規程を事務所に備えつけの書類やホームページ等で確認できるよう教育環境を整えている。
10	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手や指導者に対しては、各種会議や研修会を通じて、アンチ・ドーピング、スポーツハラスメント、誹謗中傷の根絶やスポーツ事故防止の徹底など指導している。

項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
11	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）経費使用及び財産管理に関する会計規程、資金運用規程、寄付金等取扱規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守している。 （2）監事監査規程の基本理念に基づき適性のある監事を選任している。 （3）各事業年度の計算書類等の会計監査及び二年に一度の財政的支援団体等の監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 (4)毎月一度、会計の正確、公正を保つため会計事務所と月次締めを実施している。
12	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に際しては、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。
13	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 （2）定款、役員名簿、事業・決算報告書等をＨＰで開示している。
14	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	競技団体の選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。

項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
15	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況についてホームページ等で公開している。
16	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程の加盟団体長会議等及びその他遵守事項等整備により加盟団体との間の権限関係を明確にするとともに、日常的な質疑・応答への対応等により適切な指導、助言及び支援を行っている。
17	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体の運営者に対して、日本スポーツ協会をはじめ各種スポーツ関係団体からの研修会開催等の情報提供を行うとともに競技力向上に関わる会議等でガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行っている。